

告示

埼玉県選管告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定に基づき、市区町村の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

令和六年十月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

市名	川口市	
開票区名	川口市第一開票区	川口市第二開票区
同上区域	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区に属する川口市の区域	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区に属する川口市の区域